許可条件

- 1 特別観覧に当たっては、研究所が定める規程等及び担当者の指示に従っていただくとともに、列品等の保全には十分に留意してください。
- 2 列品等に損傷を与えた場合は、その損害を弁償していただきます。
- 3 上記により作成した写真を使用した出版物等は、当該出版物等2部を研究所に使用見本としてご提出ください。

(静止画像撮影の場合のみ)

4 画像データ (静止画像) について

文化財等の保存の観点から、撮影の機会を極力減らすため画像データ (静止画像) は研究所に無償で譲渡していただきます。それを、広く研究所で活用させていただくために、画像データ (静止画像) にかかる権利処理が必要となりますので、様式3の同意書にご同意いただき、特別観覧実施前に同意書を研究所に送付してください。

- 5 料金については、請求書に記載された金額を指定金融機関の口座に期限までに振り込んでください。
- 6 その他
- ※注意 上記の記載事項に違反したときは、許可を取り消し、また、今後、許可しないこと があります。

同 意 書

年 月 日

奈良文化財研究所長 様

住 所

電 話

撮影者氏名

年月日付けで申請のあった特別観覧により発生した画像データ (静止画像)の著作権にかかる権利関係の処理について、下記の事項に同意します。

記

- 1 撮影した画像データ (静止画像)の著作権は、奈良文化財研究所に無償で譲渡する。ただし、撮影者が当該画像データ (静止画像)の二次利用を求めた場合は、画像データ (静止画像)の利用料 (媒体作成費用等の実費を除く。)を免除する。
- 2 上記1の画像データ (静止画像) に発生する著作権のうち複製権・デジタル化権・公衆 送信権・放送権・二次的著作物の作成にかかる権利を奈良文化財研究所に無償で譲渡する。
- 3 画像データ (静止画像)を奈良文化財研究所又は奈良文化財研究所が許可した第三者が 複製、デジタル化、公衆送信、放映、二次的著作物の作成をする際に、著作者人格権のう ち同一性の保持権を行使しないこととする。

ただし、その複製を公刊の出版物に掲載するときは、原則として著作者(撮影者)の氏名を表示する。

以上